

平成28年 第6回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年4月14日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成28年4月14日

## 東京都教育委員会第6回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第35号議案

「東京都教育ビジョン（第3次）」の一部改定について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 平成29年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について
- (2) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教育長	中井敬三
委員	木村孟
委員	山口香
委員	遠藤勝裕
委員	宮崎緑
委員	大杉寛

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中井敬三
次長	松山英幸
教育監	伊東哲
総務部長	堤雅史
都立学校教育部長	早川剛生
地域教育支援部長	粉川貴司
指導部長	出張吉訓
人事部長	江藤巧
福利厚生部長	太田誠一
教育政策担当部長	安部典子
教育改革推進担当部長	増田正弘
特別支援教育推進担当部長	浅野直樹
指導推進担当部長	宇田剛
人事企画担当部長	鈴木正一
（書記） 総務部教育政策課長	岡部渉

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第6回定例会を開会します。

本日は、毎日新聞社外8社、個人は11名から取材・傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させていただきます。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に、誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、山口委員にお願いします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回3月3日開催の第4回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第4回定例会の議事録については、承認をいただきました。

前回3月24日開催の第5回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認をいただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、報告事項（２）につきましては人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

## 議 案

### 第 35 号議案

「東京都教育ビジョン（第 3 次）」の一部改定について

【教育長】 第35号議案、「東京都教育ビジョン（第 3 次）」の一部改定についての説明を、教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 第35号議案資料を御覧ください。「東京都教育ビジョン（第 3 次）」の一部改定についてです。「東京都教育ビジョン（第 3 次）」については、東京都の教育振興基本計画として平成25年に決定いただいております。昨年度の教育委員会制度の改革に伴い、知事が主宰する総合教育会議が設置され、東京都においては昨年は 3 回開催し、「東京都教育施策大綱」についての議論を行いました。そうした議論を経て、昨年11月に知事が「東京都教育施策大綱」を策定しております。今回、大綱と第 3 次の教育ビジョンの整合性を図るとともに、国における教育改革の議論の動向も踏まえて、一部改定作業に着手していました。

今年 2 月 12 日の教育委員会で、「東京都教育ビジョン（第 3 次）」の一部改定案の骨子について御報告させていただくとともに、これを公表し、3 月 4 日までパブリックコメントの募集を行いました。寄せられた御意見も参考にしつつ、今般、「東京都教育ビジョン（第 3 次・一部改定）」を取りまとめました。改定のポイントは 3 点あります。1 点目は、これまでは施策の柱を六つで構成していましたが、これに加えて「オリンピック・パラリンピック教育」を追加しています。

2 点目は、「東京都教育施策大綱」に七つの重点事項が掲げられていますが、これを基本として、「取組の方向」や「主要施策」等を再構成し、「施策の内容」等を整

理しています。

3点目は、次期「東京都教育施策大綱」の策定年度が平成30年度となっていることから、一部改定後のビジョンにおいては、その計画期間を平成28年度から平成30年度までと設定しました。

本編の12ページ、13ページを御覧ください。「東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）の体系図」があります。左側に「柱」がありまして、13ページの上段に「6 オリンピック・パラリンピック教育」が柱として一つ加わりました。また、「取組の方向」、「主要施策」の欄に「重点Ⅰ」から「重点Ⅶ」まで記載されていますが、「東京都教育施策大綱」の重点事項がどこに配置されたかを示したものです。

続いて、第2章「取組の方向と主要施策」について、「東京都教育施策大綱」の変わった部分について概括的に御説明申し上げます。

17ページを御覧ください。「取組の方向1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実」の「主要施策1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上」です。「施策の内容」の下から2番目の丸印に、小学校算数や中学校数学及び英語において効果的な習熟度別指導等を一層推進することを掲げています。

18ページを御覧ください。上から2番目の丸印に、思考力・判断力・表現力を育成するためのアクティブ・ラーニングの視点を生かした指導内容・方法の研究・開発を進めます。また、その下の丸印に、ICT機器を活用した効果的な教育方法の開発、そのための教材の開発として「東京ベーシックドリル」の電子化や「ICTパイロット校」の指定などを記載しています。18ページの一番下の丸印に、外部人材を活用した放課後の補習等の充実についても記載しております。

19ページを御覧ください。「主要施策2 理数教育の推進」では、下から2番目の丸印に、都立高校において理数に秀でた生徒を育成するための「理数イノベーション校」の取組や「理数研究校」、「理数アカデミー校」などの取組を掲載しております。

21ページを御覧ください。「取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成」の「主要施策3 『使える英語』を習得させる実践的教育の推進」では、「施策の内容」の上から2番目の丸印に、小学校において、平成32年度からの英語教科化に伴う平成30年度からの学習指導要領の段階的な先行実施に向け、英語教育推進リーダーの配置・

育成を掲げています。また、下から2番目の丸印に、都立高校において「東京グローバル10」や「英語教育推進校」における4技能外部検定、「使える英語力」向上のための実践的な教育の推進について記載するとともに、一番下の丸印に、「英語村（仮称）」を平成30年9月末までに開設することを掲げています。

22ページを御覧ください。「主要施策4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進」では、施策の内容として、都立高校改革推進計画・新実施計画でも示しておりますが、新国際高校（仮称）の設置の検討や、都立中高一貫教育校における国際色豊かな教育環境の整備、都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討をしていくことが掲げられています。また、一番下になりますが、都立高校において姉妹校交流の拡大や留学生の受入れ拡大についても記載しております。

23ページを御覧ください。「主要施策5 日本人としての自覚と誇りと涵養<sup>かん</sup>」の一番下の丸印に、日本の伝統・文化の理解を深めるため、外部人材を活用した取組を充実させるとともに、JET青年との交流により、日本の良さを進んで発信する態度を育成していくことを記載しています。

26ページを御覧ください。「取組の方向」としては「社会的自立を促す教育の推進」の「主要施策7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進」として、「施策の内容」の上から2番目の丸印に、道徳が特別な教科に位置付けられることに先駆けて、全区市町村で道徳教育充実の拠点となる学校を指定した取組を行うことや、高校で新教科「人間と社会」を全ての学校において実施することなどを掲げています。

28ページを御覧ください。「主要施策8 社会的・職業的自立を図る教育の推進」の「施策の内容」として、28ページの一番上に、高校において、主権者教育、社会保障教育、租税教育などの教育を充実させ、自立的社会人としての素養を養うこと。また、一つ飛ばした丸印に、都立工業高校においては、地域企業が求める人材の育成につながる「東京版デュアルシステム」の取組について記載しました。また、上から5番目の丸印に、防災ブック「東京防災」や防災ノートを活用した教育の実施について記載しました。

29ページを御覧ください。「主要施策9 不登校・中途退学対策」については、「東京都教育施策大綱」に方向性が盛り込まれるとともに、昨年度、有識者会議を設

置して検討し、施策化を図っていく方向が出ていますので、そうした施策の内容について網羅的に取り組んでいます。上から2番目の丸印に、スクールカウンセラーを活用して学校の相談体制を充実することや、上から4番目の丸印に、区市町村においてスクールソーシャルワーカーを活用した支援チームの設置などの取組を支援すること。さらに、都立高校においては、スクールソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を設けて、都立高校に対して支援していくこと。また、下から4番目の丸印に、不登校の児童・生徒が再チャレンジできる教育環境の充実ということで、区市町村においては教育支援センターの機能強化の推進、都立高校においてはチャレンジスクールの拡充などを記載しています。

32ページを御覧ください。「取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組」では、「主要施策11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化」の「施策の内容」として、上から3番目の丸印に、子供たちが、いじめや暴力行為を見て見ぬふりせず、主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするための指導の充実を図ることや、一番下の丸印に、いじめに関する専用情報サイト・アプリを開発するなど、相談先にアクセスしやすい環境作りを推進していくこととなっております。

34ページを御覧ください。「主要施策12 SNS等の適正な使い方の啓発強化」として、「施策の内容」としては、「SNS東京ルール」の取組の推進を掲げています。

38ページを御覧ください。「取組の方向6 オリンピック・パラリンピック教育の推進」は新しく柱を立てたもので、全部新しく取り組むものです。「現状と課題」では、これから先の日本が共生社会に変化していく中で、子供たちには、自己を確立しつつ他者を受容し、多様な価値観を持ちながら他人と協力・協働しながら課題を解決する力が求められるとともに、多くの外国人と交流する機会も増えてまいりますので、コミュニケーションを図ろうとする態度や日本人としてのアイデンティティの確立などが必要になってきます。そうした子供たちの現状を踏まえ、オリンピック・パラリンピック教育を推進していくことが記載されています。

39ページを御覧ください。「主要施策15 オリンピック・パラリンピック教育の推進」では、オリンピック・パラリンピック教育を推進していくに当たって、オリンピック・パラリンピックの理念が教育の理念と相通じるものであること、先ほど言った



ような力を育成していくために、オリンピック・パラリンピックを活用しながら、子供たちの強みを伸ばし、弱みを克服していく取組を推進していくということで、この教育で育成していくべき四つの人間像を記載しています。「施策の内容」としては、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、「4×4の取組」を推進することや、その取組の中で五つの資質、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」を重点的に育成すること、そのために、40ページに移りまして、「東京ユースボランティア」や「スマイルプロジェクト」、「夢・未来プロジェクト」、「世界ともだちプロジェクト」などを活用していくことを記載しています。

41ページの「取組の方向7 教員の資質・能力を高める」ですが、42ページを御覧ください。「主要施策12 優秀な教員志望者の養成と確保」の「施策の内容」として、下から2番目の丸印に、平成32年度からの小学校英語教科化に伴う平成30年度からの先行実施に向け、英語の専門性の高い人材を確保するため、今年度を実施する教員採用選考から、小学校全科（英語コース）を募集することを掲げています。

47ページを御覧ください。「取組の方向8 質の高い教育環境を整える」の「主要施策16 都立高校改革の推進」として、今年2月に策定した都立高校改革推進計画・新実施計画を着実に進めていくことを記載しております。

48ページを御覧ください。「主要施策20 特別支援教育の推進」では、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画と、今年2月に策定した東京都発達障害教育推進計画に基づき、ここに掲げた施策を着実に推進していくということを記載しております。

以上が第2章に掲げられた「東京都教育施策大綱」を中心とした改正内容です。

58ページを御覧ください。「東京都教育ビジョン（第三次）」の一部改定に当たりましてパブリックコメントを頂いており、その概要が載っております。募集は平成28年2月12日から3月4日まで行い、総数で42件頂いております。また、頂いた御意見の属性及び人数は記載のとおりとなっております。19名の方から42件の御意見を頂きました。

主な御意見を御紹介します。まず「個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実」に関する御意見として、アクティブ・ラーニングなど、新たな時代を見据えた教育へと

改革していく必要があることが示されたことは大きな変化であるが、それを進めていくためにはカリキュラムマネジメントが重要であるという御意見を頂いております。それを受けて東京都としては、カリキュラムマネジメント自体は東京都教育委員会としても学校に周知してきましたし、今後、思考力・判断力・表現力等を育むためにアクティブ・ラーニングの視点を生かした授業展開が求められており、カリキュラムマネジメントを通して学校全体の取組として児童・生徒の質の高い学びを引き出していくことが重要と考えております。このため、該当箇所はこの御意見を取り入れた記載に変更しております。該当箇所は「東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）」（案）の17ページです。

「社会的自立を促す教育の推進」の項目では、「社会性」と「規範意識」は同等なものではないため、並列は不自然だと思う。また人間としての在り方生き方に関する自覚は、道徳教育だけではなく、特別活動が寄与する部分が多いという御意見を頂きましたので、26ページの該当箇所の「社会性」の表現を改めるとともに、特別活動について記載しております。

下から2番目、「質の高い教育環境を整える」の項目では、公立小・中学校における経営支援組織設置校の拡大に関し、学校運営に係る事務職を増やす、IT関連の専門知識のある事務局を必ず置くなどの事務的な面を手厚くしてほしいという御意見を頂きました。これに対しては、経営支援組織には事務職員及び用務主事も参画することが重要で、そのための研修を通じて、計画的に育成したり事務マニュアルを共有化するなどの対応に取り組んでいます。御意見も踏まえ、課題に柔軟に対応できる効率的な学校運営体制作りを目指してまいります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 本件について、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

【宮崎委員】 御説明、ありがとうございました。大変な努力を重ねてこのように編集してきたということで、実現してよかったと思います。

「七つの柱」の性質が、「知」、「徳」、「体」の部分は、子供一人一人の能力をどう伸ばすか、子供自身の育ちの部分ですね。それに対して、「学校」、「家庭」、「地域・社会」は、置かれている環境をどのように整えていくかということで、ある

意味で質が違う課題ではないかと思っています。「学校」、「家庭」、「地域」の三位一体の土俵を整えた上で、そこにのってくる子供がいかに自ら「知」、「徳」、「体」を伸ばしていくか。そのための手段として、新しく加えた「オリンピック・パラリンピック教育」を使っていくという位置付けではないかと思います。オリンピック・パラリンピックが開催されなければこの教育をしないというわけではないので、ここで目指しているような教育内容の見えやすい形の手段、そういう意味でこの位置付けをうまく見えるような形で図にすることに私は大変期待していましたところ、11ページに図を載せていただきました。これが三次元の立体だともっと良かったと思いますが、このイメージは大変良く分かるのではないかと思います。

これをそれぞれの施策に具体化していき、さらに、それぞれの学校に合うようにしていき、最終的には一人一人の子供に当てはめていくことがこの目的だと思います。学校現場では、教育課程において、今、目の前にある問題に対応するということから、逆に今度は積み上げていく形で「オリンピック・パラリンピック教育」が走っていくと思います。その際に、一つ一つの教育内容が持っている背景、大きな枠組み、理念、都としての教育の哲学、そのようなことに裏付けられていることが、現場の教員や児童・生徒、保護者や地域に分かりやすい形で位置付けられて現場に浸透させていただければと思います。

もう一つは、たくさん出てくる「アクティブ」という表現についてです。今、教育界では、小・中・高・大あるいは海外を問わず、「アクティブ・ラーニング」が大きなテーマになっています。ただし、「アクティブ・ラーニング」の中身については、確立した定義があるわけではなく、捉え方によっていろいろな側面を持っています。これから実学を進めていく上で大事な概念ではありますが、まだ固まっていない面もあるので、あまり誤解を生まないような進め方をしたいと思います。特に海外では、反転教育、メディアをどう使うか、学び直しの部分でも「アクティブ」をどう使うかが大きなテーマになっています。私たちが考えている「アクティブ・ラーニング」は、「知」、「徳」、「体」の「知」の部分にかなり重点が置かれている教育方法だと思います。しかし、同時に、36ページで、「体」の部分でも「アクティブ」という表現が多く出てきて、「アクティブプラン」、「アクティブスクール」などという表現を

しています。この「アクティブプラン」と「アクティブスクール」というものは「体」に重点を置いていると思います。ですから、総合的な「アクティブ・ラーニング」をどう考えているかということはぶれずに教育委員会として持っていればいいと思いますが、現場が混乱しないように、「知」に使っても、「体」に使ってもいいのですが、これはこういう意味であるということを、できればもう少し分かりやすい形で示していただけると有り難いと思います。うたい方はいいと思いますが、中身を周知していく際には、カタカナではなくて、なるべく日本語が出てくるといいなと思います。

**【教育施策担当部長】** 今後、「東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）」で施策を展開していくに当たりましては、事業レベルで各区市町村教育委員会や学校の教員に直接説明する機会が多くありますので、オリンピック・パラリンピック教育と「知」、「徳」、「体」の関連を事業レベルでかみ砕いてしっかりお伝えしていかなければいけないと考えておりますので、そのようにしていきたいと思います。

「アクティブ・ラーニング」ですが、宮崎委員がおっしゃるように、確かに、概念や定義が固まっているものではない面がありますので、今回、18ページに記載していますが、「思考力・判断力・表現力等を育成するため、アクティブ・ラーニングの視点を生かした」となっておりまして、あくまでも、「アクティブ・ラーニング」という手法ではなく、主体的な学びや協働的な学びなどの視点を生かすということに表現をとどめています。国の方で様々な検討が進み、定義や手法が確立されていけば、その際には私どもとして学校や教員にきちんと説明していきたいと考えています。

確かに、体力向上に関して「アクティブスクール」という表現がありますので、同じ「アクティブ」を使っていますが、こちらは体を動かす、体力向上という観点からの「アクティブ」ですので、正に「活動的」という内容になりますので、学校に混乱を与えないようにしっかり説明していきたいと考えています。

**【遠藤委員】** 以前に説明を伺ったことがあるかもしれませんが、28ページの「東京版デュアルシステム」というものは、具体的にどのようなものでしょうか。

**【指導部長】** 「東京版デュアルシステム」は、長期就業体験を経験させるということで、現在、都立六郷工科高等学校で実施しています。1年生はインターンシップ

に2社ほど行きまして、その後、2年生、3年生になると1か月の長期就労訓練を地域の企業と実施しており、卒業までに4回、1か月の研修を行う形です。

【遠藤委員】 それは、中学校等で推進しているキャリア教育の延長線上の都立工業高校版と認識してよろしいですか。むしろ、高等教育機関で実施しているインターンシップに近いものですか。どちらでしょうか。

【指導部長】 これは授業に関係していて単位認定されるもので、1か月間、現場実習を体験する形のもので。

【遠藤委員】 分かりました。

もう一点は、パブリックコメントの中にもあります、学校運営力の向上についてです。前に、東京都教育委員会の考え方のところにも答えも出ていますが、教員の事務負担等の軽減のために、事務の合理化が議論されていて、その中で、事務の共同化という御説明を頂いた記憶があります。教育委員会の考え方の箇所にも、「事務の共同実施」という言葉が記載されています。今後、江戸川区で実験的に始めており、事務センター的なものを設置するというお話を伺ったことがあります。その後の検討状況、今後それを更に広げていく、東京都全体に、要するに、都立学校の共同事務センター的なものを大々的に作っていく、そして、教員の事務負担の軽減を図っていくなど、実験的に行われていることは理解していますが、大きな方向性としてはいかがでしょうか。

【教育政策担当部長】 「東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）」の49ページを御覧ください。現在、国でも、学校の在り方や地域との関わり方についての様々な答申が出ていることを受けて、私どもとしても、事務の共同化もそうですし、事務業務の縮減という観点や、学校教育の質を上げるという面もあります。そうした学校がうまく機能するように、東京版の「チーム学校」について、今後、多面的な視点から学校運営の在り方を検討していきたいと考えていますので、検討がもう少し進んだ段階で御報告差し上げたいと思います。

【木村委員】 今回は一部改定とはいえ、かなり重要な変更がなされていますが、改定したものの適用期間は平成30年まで、つまりあと2年しかないということですね。第4次のことを持ち出すのは早すぎるかもしれませんが、第3次の内容が第4次に引

き継がれると考えてよろしいですか。

【教育政策担当部長】 平成30年度に「東京都教育施策大綱」が策定されますので、その議論と第3次の成果などを検証した上で第4次の「東京都教育ビジョン」を策定していくこととなります。この第3次の「東京都教育ビジョン」に基づいて第4次のビジョンが策定されますので、引き継いでいかれる部分もあると考えています。

【木村委員】 今おっしゃった評価のことですが、適用期間が2年しかなくて、2年以内にすぐに次の準備にかからなければいけないこととなります。であるとする、実際に成果を見極めている時間がないのではないかと思います。その辺は大丈夫ですか。

【教育政策担当部長】 確かに、教育の成果はなかなか評価しづらい部分もあると思いますが、そうした中にも必ず、私どもが事業を実施する場合には、成果をどのような形で捉えるかは常に検討しながら対応しておりますので、その中でできる限り成果を評価して次につなげていく作業を行いたいと考えています。

【木村委員】 もう一つ。22ページです。「施策の内容」の1番目に「新国際高校（仮称）の設置を検討する。」とありますが、この件はこれまでは出ていませんでしたね。

【教育政策担当部長】 これは、今回策定した都立高校改革推進計画・新実施計画の施策の一つです。

【木村委員】 この提案は非常に良いと思います。これについての検討はこれからですから、今こういうことを言うのはおかしいかもしれませんが、中高一貫教育校にするという計画はありませんか。

【教育政策担当部長】 これは新国際高校として考えています。

【木村委員】 このような高等学校は、大変必要とされているのではないかと思います。

【大杉委員】 取りまとめに御尽力いただきまして、ありがとうございます。

パブリックコメントにもありますが、地域人材の活用に関連して質問があります。学校の体制等にも関わってくる、あるいは、地域人材の専門性活用の有用性ということも視点としてありますが、もう一つは、児童・生徒も地域社会の一員であり、将来

の期待される地域人材でもあります。もともと学校教育の在り方を遡って考えれば、そうしたことも重要な視点の一つであって、世代から世代へつないでいく地域人材の育成という視点もあることが根底にはあると思います。地域の人たちが学校に関わり、運営にも関わり、様々な教育の内容にも関わっていく際にそうした考え方があることが認識されるようなことが、この中にも記載されているとは思いますが、そうしたことが読み取りやすい解説になっていただければと思います。

**【教育政策担当部長】** 学校教育においては、地域や保護者との関わりは重要ですので、今回、「オリンピック・パラリンピック教育」に関する記載では、そうしたことを意識しながら実施するような形にしております。また、説明は割愛させていただきましたが、「東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）」の53ページや56ページには、地域の方々と子供たちが関わりながら学んでいくことについても触れております。そうしたところで、地域との関わりや家庭との連携をしっかりと念頭に置きながら、今後は進めていきたいと考えています。

**【教育長】** ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

ほかにないようでしたら、本件について、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、本件については、原案のとおり承認をいただきました。

## 報 告

（1）平成29年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について

**【教育長】** 報告事項（1）平成29年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について、指導部長、説明をお願いします。

**【指導部長】** 報告（1）を御覧ください。平成29年度に都立高等学校、都立中等

教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部で使用する教科書の採択の方針について取りまとめましたので、報告したいと思います。

説明の前に、2枚目の「別紙」を御覧ください。表の数字に間違いがありましたので訂正させていただきます。

左側の教科・種目の一番下の「情報」の数字が間違っていました。申し訳ありません。「情報」の「申請受理点数」の「13」が「16」で、その下が「10」、「6」、「合計」が「244」です。「検定終了点数」の「合格」の欄ですが、「13」が「16」、その下が「10」、「6」で、合計が「242」です。また、「計」の欄ですが、「13」が「16」、その下が「10」、「6」で、合計が「242」です。申し訳ありません。

説明に入ります。

「第1 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の採択について」です。都立高等学校等で使用する教科書の採択につきましては、毎年度、年度当初に採択と選定の方法について決定して採択を行っています。今年度も、引き続き、これまでと同様の方法により採択を行いたいと考えています。

まず、「1 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書採択に当たっての留意事項について」です。4点あります。(1)採択は、採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行う。(2)文部科学省が作成する高等学校用教科書目録(平成29年度使用)に登載されている教科書のうちから採択する。(3)採択に当たっては、専門的な調査研究を行う。(4)各学校の生徒の実情等を十分に配慮すること。以上の4点です。

「2 教科書の調査研究について」です。先ほどの「別紙」を御覧ください。このたび新たに文部科学省の検定を経た教科書ですが、共通科目で242点です。また、専門教科では17点ありまして、これを合わせると合計259点あります。これらについて実施してまいります。

報告資料(1)の1ページにお戻りください。高等学校用の教科書目録に登載されましたら、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、各教科等の特徴や違いが明瞭に分かるよう、「内容」、「構成上の工夫」の2点の項目について調査研究を行いまして、その結果について「高等学校用教科書調査研究資料」を作成し、都立高等学校等



に配布してまいりたいと存じます。

次に、「3 各都立高等学校等における教科書の選定について」です。これは、都立高等学校等に対して東京都教育委員会が指導する内容として、教科書の選定に当たっての留意事項を示したものです。これまでと同様、校長の責任と権限の下で教科書の選定を行うよう周知徹底してまいります。そして、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて調査研究を行うとともに、生徒の実態等を踏まえて最も適切な教科書を選定するよう指導してまいります。

「4 教科書の採択について」です。教科書の採択に当たっては、東京都教育委員会で作成した「高等学校用教科書調査研究資料」を活用して、内容や構成上の工夫について検討した上で、各学校の選定結果等を総合的に判断して、都立高等学校等で使用することが適当と認められる教科書を採択するものです。

「第2 学校教育法附則9条に規定する教科用図書の採択に当たっての留意事項について」です。学校教育法附則第9条に規定する教科用図書、いわゆる附則9条本ですが、例えばフランス語などの外国語や専門科目、特別支援学校の高等部の主に知的障害教育部門で使用する教科書が発行されていない教科・科目で、教材として使用する図書については、3月10日の第4回定例教育委員会で今年度使用する附則9条本の採択をしていただきました。

今回は平成29年度に使用する附則9条本の採択について説明させていただきます。

まず留意事項についてですが、(1)は、検定済教科書と同様に、採択は採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ構成に行う。(2)は、都立高等学校等から申請があった附則9条本について調査し、採択すること。(3)は、各学校の生徒の実情等を十分に配慮するということです。

「2 各都立高等学校等における附則9条本の選定について」です。これは校長の責任と権限の下で、校長を委員長とする教科書選定委員会で各学校の教育課程に準拠し、かつ、「ア 内容が正確中正であること。」、「イ 学習の進度に即応していること。」、「ウ 表現が正確適切であること。」、「エ 保護者の経済的負担が過度にならないこと。」とする図書を選定するため委員会で検討を行い、各学校の教育課程に基づいて最も適切な附則9条本を選定するよう指導してまいります。

「3 附則9条本の調査」です。教育庁指導部において、各学校から提出された選定結果と、その図書の見本について、各学校が選定した図書が教育課程に位置付けられた教科・科目の主たる教材として、原則としてその内容全部について年間を通して授業をすることができるものとなっているかについて調査します。

「4 附則9条本の採択について」です。採択に当たっては、各学校の選定理由及び選定結果等を総合的に判断し、都立高等学校等で使用することが適当と認める図書について、附則9条本として採択するというものです。

今後の予定ですが、本日、報告させていただいた内容を各都立学校の校長に速やかに通知するとともに、教科書選定理由について校長等への説明を行います。各学校における教科書の選定結果を受けて審査を行った上で、採択議案として、8月の教育委員会を目途に上程させていただく形で進めてまいりたいと考えています。また、附則9条本の選定事務については、秋以降に実施し、年度内の採択議案として、来年2月あるいは3月の教育委員会に上程させていただきたいと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 本件について、御意見、御質問がございますか。

特にないようでしたら、本件は報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

4月28日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会定例会は、4月28日午前10時から教育委員会室にて開催を予定しています。

以上です。

【教育長】 ただいまの日程、そのほかについて、何か御意見、御質問がございますか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時48分)